

# 介護職員が行える、 医療的ケアについて

小規模特別養護老人ホーム 昴  
ユニットリーダー 佐藤正彬

# 介護職員はなぜ医療行為を行なえないのか？

患者の生命・身体に及ぼす危険性にかんがみて、医師、看護師等医療関係資格を有する者が行うべきものと考えられており、医療関係資格を有さないホームヘルパー等が反復継続の意思をもって行うことは認められておりません。

## 医療的ケアとは？

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。

# 介護職員が行っている医療的ケア

- 1、水銀・電子体温計による体温測定、自動血圧計による 血圧測定
- 2、軽い切り傷、すり傷、やけど等の処置
- 3、軟膏塗布、湿布を貼る、点眼、一包化された薬の内服、座薬の注入、鼻粘膜に薬剤の噴霧
- 4、爪切り
- 5、口腔ケア、歯磨き、入れ歯洗浄

# 介護職員が行っている医療的ケア

6、耳垢の除去

7、ストーマ装具の排泄物除去

8、自己導尿の補助をするためのカテーテル準備、  
体位の保持

9、市販の浣腸をする

# 介護職員が行ってはいけない医療行為

- 1、摘便
- 2、褥瘡の処置(消毒、薬の塗布)
- 3、インスリン注射
- 4、血糖測定
- 5、痰の吸引、経管栄養(胃ろう、腸ろう、PEG)※

※介護現場のニーズが高いもので特例的に介護職員が実施可能な医療行為。実施に条件・要件あり

# 鼻で行っている医療的ケア

- 1、毎朝及び、異常時のバイタル測定
- 2、傷の処置
- 3、軟膏塗布、点眼、吸入器の吸入介助  
内服薬服用の介助(急変時のニトロ薬の舌下介助)
- 4、貼り薬(ニトロダーム、ホクナリンテープ)の交換。
- 5、爪切り(巻爪等は、やすり掛けにて対応)、白癬爪への薬の塗布
- 6、綿棒にて耳垢の除去
- 7、痰吸引・経管栄養

# 昴で力を入れていることとして

1、喀痰吸引・経管栄養実施可能な職員を増やし、安全に実施していけるよう、環境整備を行っていること

2、在宅酸素を導入していること



# 喀痰吸引・経管栄養の実施について

## 実施条件・要件

1、2016年1月以降の介護福祉士合格者

2、一定の研修を受け都道府県知事から

「認定特定行為業務従事者認定証」を受けた介護職員

3、勤め先の施設や事業者が、医療と介護の連携を整えた上、都道府県知事の登録が必要

4、医師から痰の吸引の実施について指示、実施手順書に明記して業務の流れを共有

# 喀痰吸引等研修取得者について

- 第一号研修修了者

口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養

- 第二号研修修了者

口腔内・鼻腔内・の喀痰吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養

- 第三号研修修了者

特定利用者を対象

# 昴での資格取得状況

- 平成24年4月より法改正があり
- 平成25年度より昴でも喀痰吸引等研修受講開始する
- 今現在の資格取得者
  - 第一号研修修了者…5名
  - 第二号研修修了者…2名(3名研修受講中)
- 来年度より、前期後期1名ずつ、第二号研修受講予定

# 昴での入居者状況

- 喀痰吸引必要者 1名(毎日実施)  
5名(必要時適宜実施)
- 経管栄養必要者 1名

## 資格取得者が増えてきたことにより

- 資格取得前は、喀痰吸引に対して消極的で様子を見る傾向にあったが、入居者様の状態をみて、積極的に喀痰吸引が行えるようになった。
- その人の立場に寄り添ったケアを以前よりも考えるようになった。

# 緊急時の介護職員の医行為の実施について

要介護者の状態に急変が生じた場合で医師、看護師等による速やかな対応が困難であるとき等において、医療関係資格を有さないホームヘルパー等が緊急やむを得ない措置として「医行為」を行うことは、それが業として行われるものでない限り、医師法第17条（医師でない者の医業の禁止）に違反するものではない。

## 今後の課題

- 資格取得者の知識・技術の向上を図り、質の高いケアを提供する必要がある。
- 資格未取得者が緊急時に喀痰吸引等を安全に行なうための研修を実施予定。

## 最後に

- 知識・技術の向上だけでなく、職業人としての気配り等もできる施設になりたい。

- 昴の運営理念にもあるように、その人らしさを尊重し、相手の気持ちに寄り添い、信頼関係を築き、質の高いケアを目指していく。